

御前崎市における災害時要援護者避難支援計画策定経過

時 期	内 容	関 係 機 関 等	資料NO
19.4～	県モデル計画を基本に全体計画の検討 関係機関の役割 要援護者リストの対象者、提供先 個別計画の作成方法、共有者 等 保有個人情報提供について協議	福祉課、高齢者介護課、防災課 自主防災会、消防本部、消防団、社会福祉協議会 総務課	
19.6～	要援護者リストの作成開始	福祉課(身障手帳1、2級、療育手帳A)高齢者介護課(要介護3以上)	
19.8	要援護者リストの作成、概ね完了		
19.9	民生委員に概要を説明し、協力要請	於 民生委員児童委員協議会	1
19.10	民生委員に要援護者リストを配布し、個別計画の取りまとめを依頼(11月末を目途に)	於 民生委員児童委員協議会	2
19.10	自主防災会に概要を説明し、民生委員への協力依頼及び情報共有依頼	於 町内会長会議 (班長への協力依頼文添付)	3
19.10	消防団長に概要を説明し、情報共有依頼	消防団長	4
19.10	個別計画作成への協力依頼を広報誌に掲載		5
19.11	全体計画策定		
19.11末	民生委員より個別計画が概ね提出される		
19.12～	個別計画及び要援護者リストの整理開始		
20.1	民生委員より個別計画の提出完了		
20.1	個別計画及び要援護者リストの整理完了		
20.2	民生委員に整理後の要援護者リスト及び個別計画を提供し、併せて自主防災会長、避難支援者及び要援護者本人に個別計画の共有依頼	於 民生委員児童委員協議会	6
20.3	消防団に概要を説明し、個別計画の共有及び災害時における要援護者支援を依頼	於 定例消防役員会 (正副団長他本部役員、正副分団長出席)	7
20.4	自主防災会長に災害時要援護者の情報収集及び市本部への伝達方法について説明し、災害時における協力依頼	於 自主防災会長会議 (自主防災会長、防災委員出席)	8

災害時要援護者避難支援計画案の概要

計画は「全体的な考え方」と「要援護者一人ひとりに対する避難支援計画（個別計画）」で構成

1. 個別計画の対象者

他者の支援がなければ避難できない在宅者で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない方（避難行動要支援者）

2. 災害時要援護者リストの対象者

ア 要介護3以上の判定を受けている方

イ 身体障害者手帳の交付を受け、1級又は2級に該当する方

ウ 療育手帳の交付を受け、A1・A2の判定を受けている方

3. 個別計画の作成手順案

① 上記災害時要援護者リストを作成し、民生委員さんに情報提供

② リストに登載された要援護者について、避難行動要支援者の特定及び個別計画作成のための同意の働きかけについて民生委員さんに協力を依頼

③ 同意を得た方について、民生委員さん及び自主防災会の協力を得て個別計画を作成

4. 個別計画の共有者

- ・市
- ・避難行動要支援者本人
- ・避難支援者
- ・自主防災会
- ・民生委員
- ・消防団

5. 市の体制等

ア 災害時は、市災害対策本部の市民部内に要援護者支援班を設置

イ 避難・安否確認の状況把握

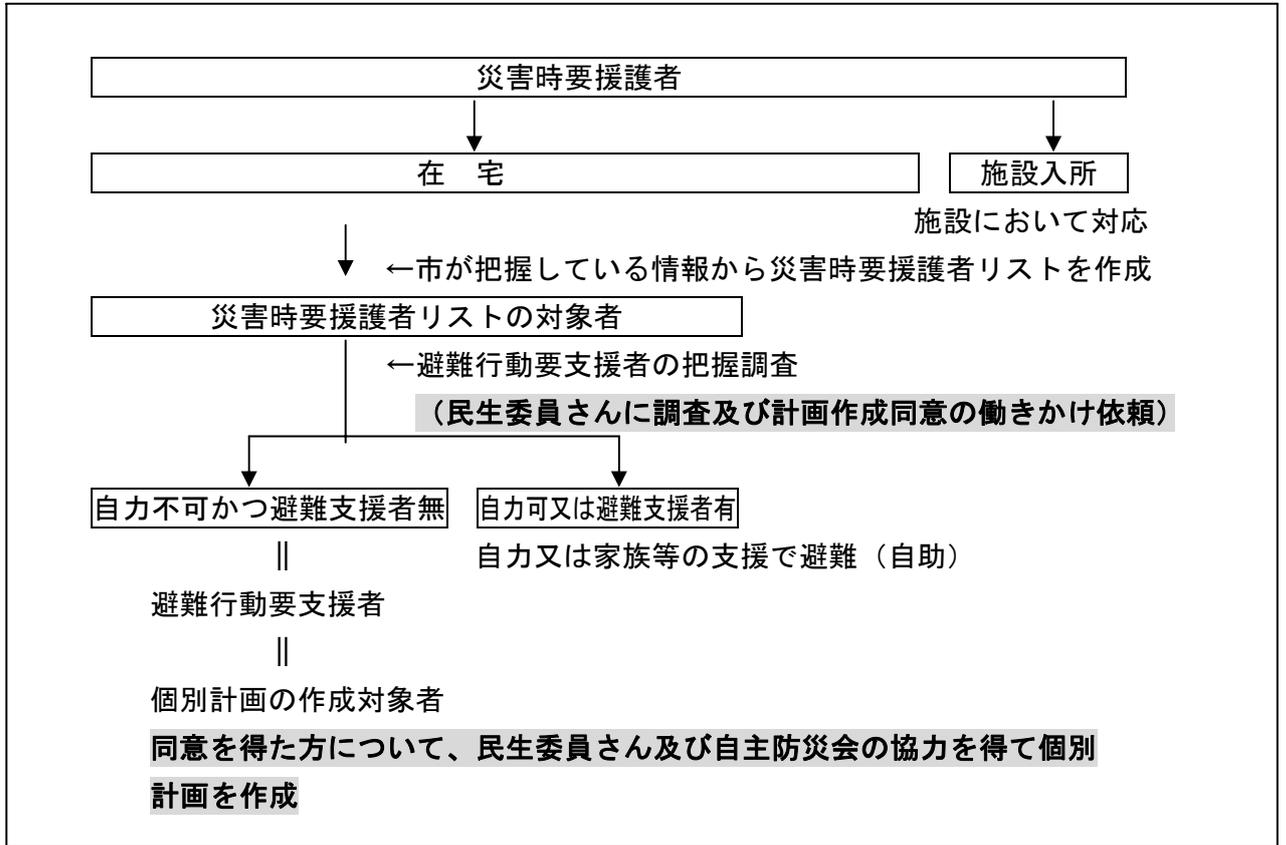
- ・要援護者支援班の中に、安否情報収集窓口を設置

ウ 福祉避難所の開設（要援護者に配慮した避難所 → 特養等）

エ 避難所との連携した要援護者支援

- ・要援護者が避難支援を受けられない場合等に備え、要援護者支援班の中に、要援護者避難支援相談窓口を設置

避難支援プラン（個別計画）の対象者



浜岡地区

月	日	曜	行事予定
10月	1	月	
	2	火	
	3	水	
	4	木	
	5	金	
	6	土	
	7	日	
	8	月	
	9	火	
	10	水	
	11	木	
	12	金	
	13	土	
	14	日	
	15	月	
	16	火	
	17	水	
	18	木	
	19	金	地区定例民児協 把握調査依頼
	20	土	
	21	日	
	22	月	
	23	火	
	24	水	
	25	木	
	26	金	自主防災会に協力依頼
	27	土	
	28	日	
	29	月	
	30	火	
	31	水	
11月	1	木	
	2	金	
	3	土	
	4	日	
	5	月	
	6	火	個別計画表の調査依頼期間
	7	水	
	8	木	
	9	金	
	10	土	
	11	日	
	12	月	
	13	火	
	14	水	
	15	木	
	16	金	地区定例民児協
	17	土	
	18	日	
	19	月	
	20	火	
	21	水	
	22	木	
	23	金	
	24	土	
	25	日	
	26	月	
	27	火	
	28	水	
	29	木	
	30	金	

月	日	曜	行事予定
12月	1	土	
	2	日	
	3	月	
	4	火	
	5	水	新任民生委員児童委員委嘱状交付式(静岡)
	6	木	民生委員児童委員及び主任児童委員辞令交付式
	7	金	
	8	土	
	9	日	
	10	月	
	11	火	
	12	水	
	13	木	
	14	金	個別計画表の取り纏め期間
	15	土	
	16	日	
	17	月	
	18	火	
	19	水	
	20	木	
	21	金	地区定例民児協(予定)
	22	土	
	23	日	
	24	月	
	25	火	
	26	水	
	27	木	
	28	金	
	29	土	
	30	日	
	31	月	
1月	1	火	
	2	水	
	3	木	
	4	金	
	5	土	
	6	日	
	7	月	個別計画表の取り纏め期間
	8	火	
	9	水	
	10	木	
	11	金	
	12	土	
	13	日	
	14	月	
	15	火	
	16	水	
	17	木	
	18	金	地区定例民児協(予定) 個別計画書配布予定
	19	土	
	20	日	
	21	月	
	22	火	
	23	水	
	24	木	
	25	金	
	26	土	
	27	日	
	28	月	
	29	火	
	30	水	
	31	木	

御前崎地区

月	日	曜	行事予定
10月	1	月	
	2	火	
	3	水	
	4	木	
	5	金	
	6	土	
	7	日	
	8	月	
	9	火	
	10	水	
	11	木	
	12	金	
	13	土	
	14	日	
	15	月	
	16	火	
	17	水	
	18	木	自主防災会に協力依頼
	19	金	
	20	土	
	21	日	
	22	月	
	23	火	地区定例民児協にて把握調査依頼
	24	水	
	25	木	
	26	金	
	27	土	
	28	日	
	29	月	
	30	火	
	31	水	
11月	1	木	
	2	金	
	3	土	
	4	日	
	5	月	
	6	火	個別計画表の調査依頼期間
	7	水	
	8	木	
	9	金	
	10	土	
	11	日	
	12	月	
	13	火	
	14	水	
	15	木	
	16	金	
	17	土	
	18	日	
	19	月	
	20	火	地区定例民児協
	21	水	
	22	木	
	23	金	
	24	土	
	25	日	
	26	月	
	27	火	
	28	水	
	29	木	
	30	金	

月	日	曜	行事予定
12月	1	土	
	2	日	
	3	月	
	4	火	
	5	水	新任民生委員児童委員委嘱状交付式(静岡)
	6	木	民生委員児童委員及び主任児童委員辞令交付式
	7	金	
	8	土	
	9	日	
	10	月	
	11	火	
	12	水	個別計画表の取り纏め期間
	13	木	
	14	金	
	15	土	
	16	日	
	17	月	
	18	火	地区定例民児協(予定)
	19	水	
	20	木	
	21	金	
	22	土	
	23	日	
	24	月	
	25	火	
	26	水	
	27	木	
	28	金	
	29	土	
	30	日	
	31	月	
1月	1	火	年末年始
	2	水	
	3	木	
	4	金	
	5	土	
	6	日	個別計画表の取り纏め期間
	7	月	
	8	火	
	9	水	
	10	木	
	11	金	
	12	土	
	13	日	
	14	月	
	15	火	地区定例民児協(予定) 個別計画書配布予定
	16	水	
	17	木	
	18	金	
	19	土	
	20	日	
	21	月	
	22	火	
	23	水	
	24	木	
	25	金	
	26	土	
	27	日	
	28	月	
	29	火	
	30	水	
	31	木	

災害時の要援護者避難支援計画の作成について（お願い）

市では、地震や風水害等の災害に備え、災害時要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から要援護者に関する情報の把握、避難誘導等の支援体制の確立等を目的として、災害時要援護者避難支援計画を作成します。

この計画は「全体的な考え方」と「要援護者一人ひとりの避難支援計画（個別計画）」で構成されます。

個別計画は、他の方の支援がなければ避難できない在宅の方で、かつ、ご家族等による必要な支援が受けられない方を対象とします。

民生委員さんに対象となる方の把握調査にご協力をいただき、ご本人様等から同意をいただいたうえで作成するものです。

災害に対する備えが被害を最小限に食い止めることとなりますので、是非ご協力いただきますようお願いいたします。

※ 個別計画は、災害時に避難等の支援をするうえで必要とする情報の記載をお願いするものです。

「記載例」を参考に、可能な限りご記入いただきますようお願いいたします。

担当 福祉課地域福祉係
電話 85-1121

(表)

部外秘

御前崎市災害時要援護者避難支援計画（個別計画）

御前崎市長 殿

私は、御前崎市災害時要援護者避難支援計画の趣旨に賛同し、個別計画作成のため、下記の情報を、御前崎市が避難支援者、自主防災会、消防団及び民生委員・児童委員に提供することを承諾します。

				町内会・班 (自主防)			
要援護者	独居高齢、ねたきり、認知症、高齢世帯、身体障害、知的障害、その他						
住 所					電話・FAX (メールアドレス)		
フリガナ 氏 名	(男・女)				生年月日		
代理記載					本人との関係		
緊急時の家族または親族の連絡先							
氏名		続柄 ()	住所		電話		
氏名		続柄 ()	住所		電話		
家族構成・同居状況等			居住建物				
			建築時期		構造		
			耐震診断		家具の固定		
			見取り図 (普段いる部屋、 寝室の位置等)				
特記事項							
緊急通報システム							
避難支援者							
氏名		印	続柄 ()	住所		TEL	
氏名		印	続柄 ()	住所		TEL	
氏名		印	続柄 ()	住所		TEL	

(裏)

情報伝達の流れ

情報伝達での留意事項

避難時に携行する医薬品等

(かかりつけ医療機関)

(既往症)

避難誘導時の留意事項

避難先での留意事項

避難場所・避難経路

備 考

民生委員		電話	
連絡先 (市役所等)		電話	
		電話	

平成 19 年 10 月 26 日

自主防災会長（町内会長）様

福祉課長
高齢者介護課長
防災課長災害時における要援護者避難支援計画策定に伴う
ご協力について（お願い）

日頃、福祉及び防災業務に格別のご理解ご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、市では地震や風水害などの災害に備え、要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、「災害時要援護者避難支援計画」を策定します。

この計画は「全体的な考え方」と「要援護者一人ひとりに対する避難支援計画（個別計画）」とで構成されます。「個別計画」は避難に他の方の支援が必要な在宅者で、かつ、家族などの支援を受けられない方が対象です。

この対象者の把握調査については、民生委員さんにご協力をお願いいたしました。支援の必要な方について、民生委員さんから個別計画作成のため、班長さんに同行訪問等の協力依頼があったときは、是非ともご協力いただきますようお願いいたします。

策定された「個別計画」は、自主防災会、民生委員、要支援者本人、避難支援者、消防団、市で共有し、災害時に備えたいと考えております。

災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右することになります。

自主防災会長さん始め役員さん、班長さんに絶大なご協力を賜りますようお願いいたします。

（別紙、班長さんへの依頼文の配布方につきましてもよろしく申し上げます。）

平成 19 年 10 月 26 日

班 長 様

福 祉 課 長
高 齢 者 介 護 課 長
防 災 課 長

災害時における要援護者避難支援計画策定に伴う
ご協力について（お願い）

日頃、福祉及び防災業務に格別のご理解ご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、市では地震や風水害などの災害に備え、要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、「災害時要援護者避難支援計画」を策定します。

この計画は「全体的な考え方」と「要援護者一人ひとりに対する避難支援計画（個別計画）」とで構成されます。「個別計画」は避難に他の方の支援が必要な在宅者で、かつ、家族などの支援を受けられない方が対象です。

この対象者の把握調査については、民生委員さんにご協力お願いいたしました。支援の必要な方について、民生委員さんから個別計画作成のため、同行訪問等の協力依頼があったときは、是非ともご協力いただきますようお願いいたします。

策定された「個別計画」は、自主防災会、民生委員、要支援者本人、避難支援者、消防団、市で共有し、災害時に備えたいと考えております。

災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右することになります。

お手数で大変恐縮に存じますが、趣旨をご理解いただき、絶大なご協力を賜りますようお願いいたします。

平成 19 年 10 月 25 日

御前崎市消防団長 様

御前崎市福祉課長

災害時要援護者避難支援に係る個別計画の情報共有
について (お願い)

日頃、防災及び福祉業務に格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、市では地震や風水害などの災害に備え、要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行うため「災害時要援護者避難支援計画」を策定します。

この計画は「全体的な考え方」と「要援護者一人ひとりに対する避難支援計画（個別計画）」とで構成されます。個別計画は避難に他の方の支援が必要な在宅者で、かつ、家族などの支援を受けられない方が対象で、民生委員さんや自主防災会の皆さんにご協力をいただき作成する予定であります。

策定された個別計画は、自主防災会、民生委員、消防団、要支援者本人、避難支援者、市で共有し、災害時に備えたいと考えております。

11 月末の策定を目標にしておりますので、それ以降に個別計画の写しを提供し、各分団で管理をお願いしたいと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。



お知らせ
要援護者避難支援台帳
の作成にご協力を

市では、地震や風水害などの災害に備え、要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、「災害時要援護者避難支援計画」を作成します。

この計画は「全体的な考え方」と「個別台帳」とで構成されます。「個別台帳」は避難に他の方の支援が必要な在宅者で、かつ、家族などの支援を受けられない方が対象です。民生委員に把握調査の協力をいただき、本人の同意のうえで作成するものです。

災害に対する備えが被害を最小限に食い止めることとなります。是非ご協力ください。

照会 市役所福祉課

☎0537-1121

平成 20 年 2 月

町内会長（自主防災会長） 様

御前崎市福祉課長

災害時要援護者避難支援計画に基づく個別計画の共有
について（お願い）

余寒の候、貴職におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃、福祉及び防災業務に対しまして格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、市では災害時要援護者避難支援計画（全体計画）を策定し、民生委員さんをはじめ多くの皆様方のご協力により、要援護者一人ひとりに対する避難支援計画（個別計画）を作成することができました。

つきましては、災害時要援護者の避難支援が円滑に行われることを目的に個別計画の写しをお渡しいたしますので、災害時に活用いただきますようお願いいたします。

なお、個別計画を提供することにつきましては、ご本人様若しくはご家族様から承諾をいただいておりますが、個人情報でございますので、平常時は封入のまま施錠できる書庫等に保管いただきますようよろしくお願いたします。

※ 個別計画の様式は「御前崎市災害時要援護者避難支援計画」の P21、P22 に記載してありますのでご確認ください。

個別計画作成者

氏 名

災害時要援護者避難支援計画「個別計画」を作成された皆様へ

日頃、福祉及び防災業務に対しまして、深いご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

過日作成いただきました「個別計画」は、避難支援者と共有し、災害時に備えるよう計画されております。

つきましては、災害時にこの計画が有効に活用できますよう、避難支援者に計画（写し）をお渡しいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、1枚はご本人様（ご家族様）が保管くださるようお願いいたします。

平成 20 年 2 月
御前崎市福祉課

平成 20 年 3 月

御前崎市消防団 本部役員 様

御前崎市福祉課長

災害時要援護者避難支援計画について

早春の候、貴殿におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。
消防業務に日夜ご尽力されておりますことに対し、心より敬意と感謝を申し上げます。

さて、市では災害時要援護者避難支援計画（全体計画）を策定し、民生委員さんをはじめ多くの皆様方のご協力により、要援護者一人ひとりに対する避難支援計画（個別計画）を作成することができました。

この個別計画は、災害時要援護者の避難支援が円滑に行われることを目的に作成いたしましたが、災害発生時の安否確認資料としても活用できるものと考えております。

つきましては、各分団に該当地区の個別計画の写しをお渡しいたしますのでご承諾いただくとともに、災害発生時に活用いただきますようお願いいたします。

※ 個別計画の様式は「御前崎市災害時要援護者避難支援計画」の P21、P22 に記載してありますのでご確認ください。

平成 20 年 3 月

御前崎市消防団 分団長 様

御前崎市福祉課長

災害時要援護者避難支援計画に基づく個別計画の共有
について (お願い)

早春の候、貴殿におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。
消防業務に日夜ご尽力されておりますことに対し、心より敬意と感謝を申し上げます。

さて、市では災害時要援護者避難支援計画（全体計画）を策定し、民生委員さんをはじめ多くの皆様方のご協力により、要援護者一人ひとりに対する避難支援計画（個別計画）を作成することができました。

この個別計画は、災害時要援護者の避難支援が円滑に行われることを目的に作成いたしました。災害発生時の安否確認資料としても活用できるものと考えております。つきましては個別計画の写しをお渡しいたしますので、災害時に備え保管いただきますようお願いいたします。

なお、個別計画を提供することにつきましては、ご本人様若しくはご家族様から承諾をいただいておりますが、個人情報でございますので、平常時は封入のまま施錠できる書庫等に保管いただきますようよろしくお願いいたします。

また、年度により貴職が交代された場合は、引継ぎいただきますよう併せてお願いいたします。

※ 個別計画の様式は「御前崎市災害時要援護者避難支援計画」の P21、P22 に記載してありますのでご確認ください。

個別計画作成者（情報提供者） 別紙

災害時要援護者の情報収集及び伝達について

市では災害時要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行うため「災害時要援護者避難支援計画」を策定しました。

この計画は「全体的な考え方」と「援護者一人ひとりに対する避難支援計画（個別計画）」とで構成され、個別計画で避難支援者を決めていただいております。

避難支援者には次のようなことをお願いすることになります。

- 1 台風の接近等によって避難指示や避難勧告が出され、予め避難を要する場合
 - ・ 要援護者の避難状況を確認し、避難されていない方があった場合は、避難を促す。
 - ・ 上記により確認の結果、避難することが困難な状況の方を発見した場合は避難所までの避難支援をする。

 - 2 地震等により突発的に災害が発生した場合
 - ・ ご家族の安全を確認・確保した後、要援護者の安否を確認する。
-
- 自主防災会では要援護者の避難状況の情報を収集してください。
 - 一般避難所での生活が困難な要介護者の有無等の情報を収集してください。
 - 自主防災会で収集した情報は、方面隊本部に伝達してください。

情報伝達の流れ

避難支援者等 → 自主防災会 → 方面隊本部 → 市災害警戒（対策）本部